

出産・育児に関する休暇・休業制度等一覧（広島県教育委員会）

資料

対象職員		妊娠	誕生	1歳	1歳6月	3歳	小学校入学	4年生進学	中学校入学	中学校卒業	
種類	男	女									
特別休暇	○	○	妊娠障害休暇 (14日以内)								
特別休暇	○	○	通勤緩和休暇 (正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日1時間以内)								
職専免	○	○	休息・補食職専免 (正規の勤務時間の始め又は終わりに連続する時間等以外の時間で、必要な時間)								
勤務制限	○	○	妊産婦が請求した場合の変形・時間外・休日・深夜勤務の禁止								
特別休暇	○	○	妊産婦健診休暇 (妊娠期間等に応じて定める回数で、必要な時間)								
特別休暇	○	○	出産休暇 (原則として出産予定日の8週間前から出産の日後8週間まで)								
特別休暇	○	○	配偶者出産休暇 (配偶者の入院等の日から出産の日以後2週間までで3日以内)								
特別休暇	○	○	男性の育児参加休暇 (原則として出産予定日の8週間前から出産の日後8週間までで5日以内)								
特別休暇	○	○	育児休暇(育児時間) (1日2回、各45分。男性職員は、その配偶者が養育できる場合を除く。)								
休業	○	○	育児休業 (給与は支給されない)								
短時間勤務	○	○	育児短時間勤務 (19時間25分～24時間35分/週の4パターンの勤務) (週当たりの勤務時間に応じて給与は支給される)								
部分休業	○	○	部分休業	子育て支援部分休暇 (正規の勤務時間の始め又は終わりに1日2時間以内) (勤務しなかった時間に応じて給与を減額する)							
その他	○	○	早出遅出勤務・休憩時間の短縮【養育】	早出遅出勤務・休憩時間の短縮【送迎】							
勤務制限	○	○	育児を行う職員が請求した場合の時間外勤務の原則禁止								
勤務制限	○	○	育児を行う職員が請求した場合の時間外勤務の制限・深夜勤務の原則禁止								
特別休暇	○	○	(1年5日以内。義務教育終了前の子等が2人以上の場合5日加算。)								
			家族看護等休暇【子の看護】(他に看護者がいない場合)								
			家族看護等休暇【子の看護】(他に看護可能な者がいる場合において、当該子の看護を行うとき)								
			家族看護等休暇【予防接種・健康診断・感染症予防による臨時休業に係る世話・学校等行事への出席】								

※ 要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、必要に応じて、短期介護休暇、介護休暇、介護時間及び介護支援部分休暇を取得することができます。
 ※ この表には、県立学校及び県費負担教職員に適用している、令和4年4月現在の休暇・休業制度等を記載しています。(お問い合わせ先：教職員課行政係 082-513-4928)

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく広島県教育委員会特定事業主行動計画

女性活躍及び両立支援プログラム(概要)

1 計画期間

令和2年4月1日から令和8年3月31日までの6年間

2 対象職員

教育委員会事務局，県立学校及び学校以外の教育機関に勤務する職員

※女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画として定める，女性登用に係る成果目標及び取組については，県教育委員会に任命権のある県費負担教職員を含む。

3 実施状況の点検・公表

各職場において管理者は「実施状況報告書」を作成。管理部門は，「実施状況報告書」に基づき評価・検証を行い，その結果を毎年度「ホットライン教育ひろしま」で公表。

4 成果目標

成果目標	女性 活躍	両立 支援	目標値 (令和7年度)	現状 (平成30年度)
管理的地位にある職員の 女性の割合	○		40%	35.4%
配偶者出産休暇を取得した 職員の割合		○	100%	85.1%
男性の育児参加休暇を取得 した職員の割合		○	100%	44.7%
男性の育児休業を取得した 職員の割合		○	30%	3.5%
年次有給休暇の取得日数		○	平均15日 (75.0%)	平均12.5日 (62.5%)

5 学校における働き方改革との関係

「学校における働き方改革の推進」は，本プログラムにおける目指す姿である，「男女がともに自らの希望する職業生活と家庭生活の両立をしている状態」の実現につながるものであることから，これらの取組を両輪として，引き続き強力に推進。

6 女性の活躍推進に向けた取組の例

推薦研修への女性教員の積極的な推薦，女性職員のロールモデルの育成及び見える化，管理職の意識向上，育児休業から復帰する教職員への支援体制の充実 等

7 両立支援の推進に向けた取組の例

男性の育児に係る休暇の取得促進，育児休業の取得促進，年次有給休暇の取得促進，勤務環境の整備に関する取組 等